

会 議 録

会議の名称	平成30年度 第2回桶川市いじめ防止連絡協議会
開催日時	平成31年2月15日(金) (開会) 午後1時30分・(閉会) 午後3時
開催場所	桶川市役所 会議室301会議室
出席委員	14名
欠席委員	なし
事務局職員	2名
議題	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ 教育部長</p> <p>3 協議</p> <p>(1) 平成31年度 桶川市いじめ防止連絡協議会</p> <p>(2) 桶川市のいじめに係る現状</p> <p>(3) インターネット上のいじめへの対応について</p> <p>(4) その他</p> <p>4 閉会</p>
配付資料	<p>次第</p> <p>桶川市のいじめに係る現状</p> <p>インターネット上のいじめへの対応について</p>
議事の内容	<p>1 開会</p> <p>2 会長あいさつ 教育部長</p> <p>3 協議</p> <p>(1) 平成31年度 桶川市いじめ防止連絡協議会</p> <p>・平成31年度の桶川市いじめ防止連絡協議会の持ち方について、事務局が資料に基づき説明した。</p> <p>会 長：事務局の説明に質問、意見はあるか。</p> <p>・ 委員からの質疑・意見なし</p> <p>(2) 桶川市のいじめに係る現状</p> <p>・事務局が資料に基づき説明した。</p> <p>会 長：事務局の説明に質問、意見はあるか。</p>

委員：いじめは、どのように認知したのか。

事務局：アンケートをはじめ、教員による把握や、保護者からの情報等により、把握している。市教委が行っているものについては、児童生徒向けが年に3回、保護者向けが1回行っている。学校は、いじめを生徒指導委員会等の組織で認知し一つ一つの事案について解消に向けて取り組んでいる。

委員：いじめ認知件数が増えているがそれはなぜか、いじめの中で重大事案はあるのか、親の虐待による死亡事案ではアンケートの中で親のいじめを訴えていたがそうしたものはあるのか。

事務局：いじめの認知件数が増えているのは、いじめを積極的に認知している表れであると捉えている。重大事案についてはあがっていない。アンケートの中で親のいじめを訴える事案はあがっていない。虐待が疑われるケースについては、関係課や機関と速やかに連携を図って対応している。

### (3) インターネット上のいじめへの対応について

・事務局、学校、警察より説明及び情報提供が行われた。

会長：小学6年生のクリスマスプレゼントとして、スマートフォンを持つことになるという例が紹介されたが、そうした時期に学校では何か取組がなされているのか。

委員：その時期にということではないが、スマートフォンの扱いに関する講演会を行ったが、保護者の参加率はあまりよくなかった。

会長：中学校の入学説明会の際に保護者向けに県のネットアドバイザーによる講座をすべての中学校で行っている。

・情報提供を受けて、小グループでの協議を行い、協議した内容について共有した。

	<p>委員：今のところ、いじめを認知する相談は受けていない。放課後児童クラブも大きなトラブルはない。</p> <p>委員：いじめの把握は難しいが、いじめに関する周知は可能である。保護者が集まる場面で資料を配付することもできる。デートDVに関するパンフレットを中学校で配付した、また、人権擁護委員がドコモと提携した人権教室を行った。啓発することで周知されるので積極的に情報発信を行ってはどうか。</p> <p>委員：連携は大切であるが難しい。いじめに対する考え方が個々に違う、どういう状態をいじめと考えるのかを共有しないと連携はできない。</p> <p>委員：予防的なことは難しい。スマホの使い方等については、児童生徒には学校で指導ができる。保護者への指導についてはなかなか徹底できない状況がある。</p> <p>委員：ネットモラルについては、子供だけではなく大人にも問題である。子供に加えて大人にも啓発が必要である。こういったことをしたらいじめになるかもしれない、誰かを傷つけてしまうかもしれないということを考えられるようにしていきたい。</p> <p>委員：啓発のパンフレットやリーフレットがあれば、提供をお願いしたい。人が集まるさまざまな機会を捉えて啓発を行いたい。</p> <p>会長：啓発というのが1つのキーワードである。啓発、広報活動をそれぞれの立場で行っていただければと考える。フィルタリングも啓発が必要な一例である。</p> <p>委員：小学生の保護者は、中高生の保護者ほどフィルタリング等に関しても気にしていないのではないだろうか。また、自分の子供については、さほど心配していないかもしれない。新しい情報があったら、共有していくことが大切だと考える。</p>
--	---

委員：親の学習が重要である。スマホを契約するのは親である。親が契約して子供に貸している、みんなが持っているからという主体性のない態度ではなく、必要だから契約して貸しているという態度であれば、子供たちも少しずつ啓発されていく。

(4) その他

・特になし

4 閉会

以上